

# 西濃用水第三期地区 揖西幹線水路神戸暗渠耐震化対策他補修工事

## 現場説明事項（第1回変更）

### 1. 一般事項

#### 1) 見積の提出に関する事項について

(1) この工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及びこの現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積をした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積りがない場合の再度の見積については、別途指示するので契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時に連絡が取れるよう待機すること。

- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所経理係へ必着のこと。ただし、提出方法については簡易書留に限る。

- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時までに完了すること。

- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時までに契約変更等協議書別紙に記載の宛先へ送信すること。

(2) 本工事の見積の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

#### 2) 部分払いについて

変更なしにつき省略。

#### 3) 工事請負変更契約書案について

別紙のとおり。

#### 4) その他

変更なしにつき省略。

### 2. 特別指示事項

#### 1) 一般事項

(1) ~ (3)

変更なしにつき省略。

(4) 元請、下請関係の適正化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化

指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(5)～(16)

変更なしにつき省略。

2) 工事概要

特別仕様書に示すとおり。

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

### 3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和7年3月10日12時までに書面（電子メール可）をもって東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所工事課長あてに提出するものとする。

質問があった場合は令和7年3月10日17時までに書面で回答する。

(別 紙)

## 契 約 に 係 る 事 項

1～12. 変更なしにつき省略

説 明 書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

\_\_\_\_\_  
（郵便番号 ー ）電話番号 ー ー

\_\_\_\_\_  
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記により説明します。

記

1 工事の名称 \_\_\_\_\_

2 工事の場所 \_\_\_\_\_

3 説明内容 添付資料のとおり

4 添付資料

(1) 別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

(2) 工程の概要を示す資料（できるだけ図面、表等を利用する。）

(3) 都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写し

※ □欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

## 別 紙

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

### 1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (            )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

### 2 解体工事に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

### 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

### 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※		□鉄筋コンクリート造 □その他 ( )		
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他 ( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築 維持 修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____年 その他 ( )		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約 _____m その他 ( )		
工作物に関する調査結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他 ( )		
	搬出経路	障害物 □有 ( ) □無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 □有 □無 その他 ( )		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	□有 ( ) □無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他 ( ) その他の場合の理由 ( )		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ) ※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 (注)
		□コンクリート魂	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート魂	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。